

**令和6年度 第1回文京区子ども・子育て会議
及び文京区地域福祉推進協議会子ども部会 要点記録**

日時 令和6年5月9日（木）午後6時34分から午後8時28分まで
場所 区議会第一委員会室（文京シビックセンター24階）

<会議次第>

- 1 開会
- 2 子ども家庭部長挨拶
- 3 委員の委嘱
- 4 会長・副会長選出
- 5 会長挨拶
- 6 委員・幹事紹介 【資料第1号】
- 7 議題
 - (1) 子ども・子育て会議及び子ども部会について 【資料第2号】
 - (2) 新たな子育て支援計画の策定について 【資料第3号】
 - (3) 「(仮称)子どもの権利擁護に関する条例」の制定について 【資料第4号】
- 8 報告
 - (1) (仮称)文京区児童相談所設置に向けた文京区の取組について 【資料第5号】
 - (2) 育成室及び都型学童クラブの新規開設について 【資料第6号】
- 9 その他
- 10 閉会

<地域福祉推進協議会子ども部会委員（名簿順）>

出席者

遠藤 利彦 会長、高橋 貴志 副会長、高櫻 綾子 委員、秋山 誉寛 委員、
乾 愛 委員、河合 直子 委員、篠原 朝子 委員、原田 悠希 委員、
大橋 久 委員、弘世 京子 委員、堀口 法子 委員、田中 甲子 委員、
佐々木 妙子 委員、大坪 沙友里 委員、大野 高裕 委員、五十嵐 悠紀委員、
西 智之 委員、塚本 千尋 委員、井島 和彦 委員

欠席者

高橋 誉則 委員、秋葉 園江 委員

<事務局>

出席者

多田子ども家庭部長、栗山児童相談所開設準備担当部長、吉田教育推進部長、

横山企画課長、木村福祉政策課長、永尾障害福祉課長、渡部生活福祉課長、篠原子育て支援課長、富沢子ども施策推進担当課長、奥田幼児保育課長、足立子ども施設担当課長、大戸子ども家庭支援センター所長、佐藤児童相談所開設準備室長、大塚保健サービスセンター所長、中川学務課長、山岸教育指導課長、鈴木児童青少年課長、木口教育センター所長

欠席者

熱田教育総務課長

<傍聴者>

5名

子育て支援課長：それでは、時間になりましたので、令和6年度第1回文京区子ども・子育て会議及び地域福祉推進協議会子ども部会を開催いたします。

私は文京区子ども家庭部子育て支援課長の篠原と申します。よろしくお願いいたします。

本日は新たな委員の皆様による初めての開催、そしてオンライン併用との開催となります。

まず初めに、子ども家庭部長の多田よりご挨拶を申し上げます。

子ども家庭部長：皆様こんばんは。子ども家庭部長の多田でございます。本日はご多忙の折、ご参加をいただきましてありがとうございます。

開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げたいと思います。まず国においてですけれども、昨年、こども家庭庁の創設やこども基本法の制定のほか、全ての子ども、若者が心も体も幸せに生活できるということで「こどもまんなか社会」、これを目指して、こども大綱を策定するなど、子どもを取り巻く環境は変化を続けているということです。

文京区においては、区の総合計画である「文の京」総合戦略の第二期を策定し、「子どもたちに輝く未来をつなぐ」という基本政策を掲げ、これまでも力を入れていた妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援等を推進するとともに、令和7年4月に文京区の児童相談所を開設する準備を進めているところでございます。

さて今回は、新たな委員の皆様による第1回目の会議となります。任期は今年度と来年度の2年間ということになります。

子ども・子育て会議は、新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年度からオンラインを併用しながら会議を開催しています。今年度は、令和2年度から6年度までの現行の子育て支援計画が最終年度となることから現行計画の進行管理を行うとともに、次期子育て支援計画の内容について議論することになります。

また文京区では、(仮称)子どもの権利擁護に関する条例の制定に向けて、

検討を進めていくこととしたため、その内容についても、今後委員の皆様からご意見をいただきたいと考えております。

今年度は本日を含めて、全部で5回の会議の開催を予定しております。皆様と忌憚のない意見を交わし、子どもの最善の利益を守り、本区の特性を反映した子ども・子育て施策の推進を図ってまいりたいと思っております。

何とぞよろしくお願いいたします。

子育て支援課長：本日はお手元の資料を後ほど確認させていただきますが、式次第に沿って説明させていただきます。

続きまして、次第の3番であります。委員の委嘱についてでございます。今年度は新たな文京区子育て支援計画の策定に伴い、この子ども・子育て会議に加えて、地域福祉推進協議会の子ども部会を設置し、委員と部会員の委嘱を行うこととなります。

ご臨席の委員の皆様には、席上に子ども・子育て会議と子ども部会に関する委嘱状の2枚をお配りしております。本来であれば、区長のほうから委嘱状をお渡しするところですが、本日区長は公務で欠席ですので、お手元の委嘱状の内容を各自ご確認くださいませ。

また、オンラインでご出席の委員の皆様におかれましては、後日郵送にて委嘱状をお送りいたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、次第に沿って進めてまいります。次第4、会長・副会長の選出に移ります。

会長・副会長の選出方法は、文京区子ども・子育て会議条例により、学識経験者の中から委員の皆様を選出することになっております。会長と副会長につきまして、皆様からご推薦いただきたいと思います。委員の皆様いかがでございますでしょうか。

佐々木委員：よろしいでしょうか。

子育て支援課長：はい、佐々木委員。

佐々木委員：前回に引き続き、子ども・子育て会議の委員になりました慈愛会保育園の佐々木でございます。

前回の会議でも、この役職をお務めいただきましたので、遠藤先生に会長をお願いし、そして高橋先生に副会長をお願いできればと思っております。

以上でございます。

子育て支援課長：佐々木委員、ありがとうございました。

ただいま委員からお話しいただきました遠藤先生を会長に、高橋先生を副会長に選出することにつきまして、皆様ご承認いただければ、拍手にてお願いいたします。

(拍手)

子育て支援課長：ありがとうございました。

それでは、会長・副会長よりご挨拶をお願いいたします。

まず、遠藤会長お願いいたします。

遠藤会長：皆さん、こんばんは。遠藤と申します。

昨年度に引き続きましてご指名いただきましたので、謹んで会長をお受けさせていただきたいと思っております。

第1回目ですので簡単に自己紹介をさせていただきますと、現在東大のほうで発達心理学という研究及び教育に携わっております。特に親子の関係、あるいは家族の関係、それにとどまらず、保育者の先生と子どもの関係、その中で子どもが社会面、あるいは感情面でどんな発達を遂げていくか、そういったことを基本的なテーマにして、細々とではあるのですが、子どもの研究をしているものでございます。その傍らで東大にございます発達保育実践政策学センターというところでセンター長をさせていただいております、そこでは子育て、保育、幼児教育に関連した様々な調査や研究などもさせていただいております。

国、そして都の調査などを多数これまでできております。東京都にしましては、いわゆる「すくわくプログラム」と呼んでいます、東京都の幼児期の全ての子どもを対象にした遊び、そして探究の活動ということに関わるようなプログラムの開発とか実践なども、今年度から本格実施させていただくことになっております。

私自身、ここ数年会長を務めさせていただきまして、率直にどんな印象を持っているかと申しますと、こちらの会議では、本当に多数の建設的なご意見を委員の皆様から毎回お寄せいただきまして、さらにはそのご意見に対して、文京区の職員の方々が非常に真摯に対応してくださり、そして、また非常にスピーディーに短期間に具体的な対策を講じられ、そして行政上の改革というのを実現してくださっているというふうに感じております。まさに、こちらの会議の委員の皆様のご意見が文京区の子育て政策というのを現実的に動かしていること、これは確かなことだというふうに実感しているところでございます。

本年度も、さらに委員の皆様から忌憚のないご意見を多数お寄せいただきまして、文京区の子どもたちの未来をさらに明るくしていくことができるというふうに、切に願っているところでございます。

本年度も何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

子育て支援課長：遠藤会長、ありがとうございます。

続きまして、オンラインからのご参加でございますが、高橋副会長、よろしくお願ひいたします。

高橋（貴）副会長：高橋です。皆さん、こんばんは。オンラインで失礼いたします。僕、本来ですと、そちらに行かなければいけなかったのですが、どうしても公務で動けなくて、失礼いたします。

前期に、前の期に引き続きまして、副会長を務めさせていただきます。遠藤会長をできる限りサポートしていければというふうに思っております。

私自身は、もう考えると怖くなっちゃうのですが、今年で約30年じゃなくて、ぴたり30年の保育者養成の仕事をしております。もともとは、教育学が専門だったので、養成校、いわゆる短大に勤めていたときに、

最初に保育所実習を担当して、それ以降、基本的には保育所実習担当をしつつ、幼稚園の教員の養成も行うというところで、あっという間に30年がたってしまいました。

やはりその間、この30年で、とにかくいろんなことが変わりました。本当に古い話ですけど、保母さんから保育士というふうに名前が変わったり、近いところでは、子ども・子育て支援の新制度ができた。一番近いところでは、こども家庭庁ができたというふうに、ころころいろんなことが変わってきた、その真ただ中にいたわけですが、その中で私自身の、もともとの実は関心は卒業論文だったり、修士論文は子育て支援だったのですが、その当時に私が問題意識として持っていたことが実はあまり変わっていません。あれ、これどうしようと考えている間に少子化が進んでしまって、世の中が大きく変わる中で特に子育て支援関係の国としての伸びがあまり感じられない。そんな中でこういう基礎自治体の中でのこういう委員会というか、会議体での委員の皆様のご意見というのが非常に私にとっては新鮮で、こういう声をもっと広く国のほうに届けたいなという強い思いをこの会に参加するたびに感じています。

先ほど遠藤会長がおっしゃっていましたが、私も特にこの文京区の会議に関しては、本当に短い時間ですが、非常に活発な意見交換がされていて、かつそれがすごく何ていうのかな、絵にならない意見ではなくて、本当に役に立つというか、子どもたちにとって、大きく貢献するような意見交換がなされているなというふうに思っています。

ですので、ぜひこの期をその流れを引き続いてほしいなというふうには強く思っています。私自身はもう本当に、黒子に徹しようと思っておりますので、主役は委員の皆様ですので、活発に意見を出していただければなというふうに思っております。

短い時間ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

子育て支援課長：高橋副会長、ありがとうございました。

続きまして、次第に戻りまして、次第6、委員と幹事のご紹介になります。

本日は、事務局よりお手元にごございます資料第1号の名簿の順にご出席いただいている委員皆様のお名前を読み上げ、ご紹介させていただきます。

最初に会場にお越しの委員を続けて、オンラインでご出席の委員をご紹介します。また、本日ご欠席の委員やこの後ご出席予定の委員については、最後にご紹介いたします。

まず初めに、会長にご就任いただきました東京大学大学院教育学研究科教授、遠藤利彦様でございます。

遠藤会長：よろしくお願いいたします。

子育て支援課長：続きまして、区民委員、秋山誉寛様でございます。

秋山委員：秋山でございます。よろしくお願いいたします。

子育て支援課長：続きまして、区民委員、河合直子様でございます。

河合委員：河合でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

子育て支援課長：続きまして、区民委員、篠原朝子様でございます。

篠原委員：篠原でございます。よろしくお願いいたします。

子育て支援課長：続きまして、文京区青少年健全育成会、大橋久様でございます。

大橋委員：大橋です。よろしくお願いいたします。

子育て支援課長：続きまして、文京区民生委員・児童委員協議会、弘世京子様でございます。

弘世委員：弘世でございます。よろしくお願いいたします。

子育て支援課長：続きまして、文京区女性団体連絡会、堀口法子様でございます。

堀口委員：堀口です。よろしくお願いいたします。

子育て支援課長：続きまして、文京区私立幼稚園連合会、田中甲子様でございます。

田中委員：田中でございます。よろしくお願いいたします。

子育て支援課長：続きまして、文京区私立保育園、佐々木妙子様でございます。

佐々木委員：佐々木でございます。よろしくお願いいたします。

子育て支援課長：続きまして、文京区認可保育園父母の会連絡会、大坪沙友里様でございます。

大坪委員：大坪と申します。よろしくお願いいたします。

子育て支援課長：続きまして、文京区立幼稚園PTA連合会、大野高裕様でございます。

大野委員：大野です。よろしくお願いいたします。

子育て支援課長：続きまして、文京区立小学校PTA連合会、五十嵐悠紀様でございます。

五十嵐委員：五十嵐と申します。よろしくお願いいたします。

子育て支援課長：続きまして、文京区立中学校PTA連合会、西智之様でございます。

西委員：西でございます。よろしくお願いいたします。

子育て支援課長：続きまして、文京区特別支援学級連絡協議会、塚本千尋様でございます。

塚本委員：塚本と申します。よろしくお願いいたします。

子育て支援課長：続きまして、連合東京都連合会西北地協文京地区協議会、井島和彦様でございます。

井島委員：井島でございます。よろしくお願いいたします。

子育て支援課長：続きまして、本日オンラインでご出席の委員の皆様方をご紹介いたします。

まず副会長にご就任いただきました、白百合大学教授、高橋貴志様でございます。

高橋（貴）副会長：改めまして、どうぞよろしくお願いいたします。

子育て支援課長：続きまして、青山学院大学准教授、高櫻綾子様でございます。
なお、高櫻様につきましては、昨年度文京区の区政功労表彰を受賞されました。誠にありがとうございます。

高櫻委員：ありがとうございます。青山学院大学の高櫻です。本日はオンラインで失礼いたします。今期もどうぞよろしく願います。

子育て支援課長：ありがとうございます。

続きまして、区民委員、乾愛様でございます。

乾委員：乾と申します。どうぞよろしく願います。

子育て支援課長：続きまして、区民委員、原田悠希様でございます。

原田委員：原田と申します。よろしく願います。

子育て支援課長：また、文京区学童保育連絡協議会、高橋誉則様はまだいらっ
しゃっていませんが、ご出席予定と伺っております。

最後に本日ご欠席の委員として、東京商工会議所文京支部、秋葉園江様
がご欠席となっております。

委員の説明は以上となりますが、漏れはなさそうですかね。ありがとうございます。

続きまして、区職員の幹事についてです。同じく資料第1号をご覧ください。

名前を呼ばれた幹事はその場で起立をお願いします。本日欠席の幹事は最
後に紹介します。

まず、子ども家庭部長、多田栄一郎でございます。

子ども家庭部長：多田です。どうぞよろしく願います。

子育て支援課長：子ども家庭部児童相談所開設準備担当部長、栗山仁です。

児童相談所開設準備担当部長：栗山です。よろしく願います。

子育て支援課長：教育推進部教育推進部長、吉田雄大です。

教育推進部長：吉田と申します。どうぞよろしく願います。

子育て支援課長：企画政策部企画課長、横山尚人です。

企画課長：横山です。よろしく願います。

子育て支援課長：福祉部福祉政策課長、木村健です。

福祉政策課長：木村でございます。どうぞよろしく願います。

子育て支援課長：障害福祉課長、永尾真一です。

障害福祉課長：永尾と申します。よろしく願います。

子育て支援課長：生活福祉課長、渡部雅弘です。

生活福祉課長：渡部でございます。よろしく願います。

子育て支援課長：子ども家庭部子ども施策推進担当課長、富沢勇治です。

子ども施策推進担当課長：富沢と申します。よろしく願います。

子育て支援課長：幼児保育課長、奥田光広です。

幼児保育課長：奥田です。よろしく願います。

子育て支援課長：子ども施設担当課長、足立和也です。

子ども施設担当課長：足立です。よろしく願います。

子育て支援課長：子ども家庭支援センター所長、大戸靖彦です。

子ども家庭支援センター所長：大戸でございます。よろしくお願いいたします。

子育て支援課長：児童相談所開設準備室長、佐藤武大です。

児童相談所開設準備室長：佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

子育て支援課長：保健衛生部保健サービスセンター所長、大塚仁雄です。

保健サービスセンター所長：大塚でございます。よろしくお願いいたします。

子育て支援課長：教育推進部学務課長、中川景司です。

学務課長：中川です。よろしくお願いいたします。

子育て支援課長：教育指導課長、山岸健です。

教育指導課長：山岸でございます。よろしくお願いいたします。

子育て支援課長：児童青少年課長、鈴木大助です。

児童青少年課長：鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

子育て支援課長：教育センター所長、木口正和です。

教育センター所長：木口と申します。よろしくお願いいたします。

子育て支援課長：最後に本日欠席の幹事でございますが、教育推進部教育総務課長、熱田直道が欠席でございます。

幹事の説明は以上でございます。

それでは会長に進行をお渡しする前に、もう少し、ちょっと時間をいただきます。会議の進行に必要な内容を確認いたします。

まず初めに会議資料を確認させていただきます。事前にお配りしているもので次第、資料第1号から6号まで。あと参考資料1、参考資料2を事前に配付してございます。席上配付としまして、座席表、東京都こども条例のパンフレットの冊子が2種類、子育て支援計画の令和2年度から6年度までのものはオレンジ色の冊子が1冊。文京区の子育て支援計画の追補版、子どもの貧困対策計画、ピンク色の冊子。そして昨年実施しました、子ども・子育て支援に関する実態調査報告書、オレンジ色の冊子が1冊ございます。不足等ある方はいらっしゃいませんね。

それでは、会議の運営方法について事務局よりお諮りいたします。

お手元の参考資料1をご覧ください。

今期の会議運営につきまして、事前にお諮りすることがございます。資料に記載のとおり進めさせていただきたくと考えてございます。ご異論がなければ、そのまま進めてまいりたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

異議がないようですので、参考資料1の真下にあります、(案)を削除していただきますようお願いいたします。

また、会場にお越しの委員の皆様におかれましては、ご発言する際にはお手元のマイクのボタンを押していただくと、ボタンの周りが赤色になりますので、その上でおしゃべりいただいて、その後、終わった後は赤く点滅したボタンを消していただくようお願いいたします。またご発言する際には、初めに所属の団体名とお名前をおっしゃってからご発言ください。議事録の

ために必要でございます。また、Zoomでご参加の方々については、手を挙げて合図いただきますようお願いいたします。

それでは、これより議事の進行を遠藤会長をお願いいたします。

遠藤会長：それでは、今回が第1回目の開催となりますので、この会議の基本的な事項につきまして、確認させていただければと思います。

議題(1)の子ども・子育て会議及び子ども部会について、篠原子育て支援課長よりご説明いただければと存じます。よろしくをお願いいたします。

子育て支援課長：改めまして、子育て支援課長の篠原です。よろしくをお願いいたします。

お手元の資料第2号に、この子ども・子育て会議及び地域推進福祉協議会の子ども部会についてのご説明を簡単にしてございます。初めての委員の方もいらっしゃると思いますので、簡単にご説明いたします。

文京区の中には、「地域福祉保健計画」という最上位の計画がありまして、最上位というのは、この中での最上位計画ですね。分野別計画の一つである「子育て支援計画」を策定しております。この子育て支援計画は、様々な支援計画から構成されているものでございまして、こちらの下にある表を基にご説明しますと、地域福祉保健計画の一番右側に子育て支援計画があり、その中にさらに国から定められている様々な計画を内包している形になっております。

これらの計画をさらに具体的に記すために、「子ども・子育て支援事業計画」という計画をこの子ども・子育て会議の中で検討を進めているところです。そのために、この子ども・子育て会議及び子ども部会において、様々な支援事業計画の詳細について、ご議論いただきたいと思いますと考えております。

なお、令和6年度の開催スケジュールでございますが、裏面をご覧ください。

この会議は、子ども・子育て会議、子ども部会というのは、一番上の会議体の太枠に含まれておりますが全て全部で5回実施いたします。それを基に、その報告を上にあります地域福祉推進協議会のほうで報告をまいります。そして、様々な今年度の計画については、お手元の矢印のとおりに進めてまいりたいと考えております。

今年度一番のメインになります、行の3行目の「次期計画」に関するところで、今回議論を進めてまいりますけれども、様々な議論を第3回までの会議体の中で検討しました上で、中間のまとめを第4回の会議体のほうで行っております。年が明けて、令和7年の1月に最終案をまとめて、3月の完成ということになっております。

また、今回新しくお諮りをします「子どもの権利擁護に関する条例」、一番下のその他の部分ですね。この部分についてもお手元に示したようなスケジュールで進めてまいりたいと思っております。詳しくは、後ほど担当の課長のほうから説明をさせていただきます。

資料第2号のご説明については以上でございます。

遠藤会長：ありがとうございました。

今、篠原課長より子ども・子育て会議と子ども部会の基本的な事項について説明していただいたわけですが、このことにつきまして何かご不明な点などございましたら、会場にいらっしゃる委員の皆様、そしてその後にオンラインでご出席の委員の皆様の順番でご発言をお願いしたいと存じます。いかがでございましょうか。

じゃあ、よろしく願いいたします。

河合委員：公募区民の河合でございます。2期目になります。どうぞよろしくお願いいたします。

こちらの、このペーパーの1枚目の図ですけれども、内包と書いてある子育て支援計画と子ども・子育て支援事業計画のどちらがどちらに含まれるのでしょうか、ということと、今回このお話をする対象は、子育て支援計画のほうでよいのでしょうかということだけ、ちょっと確認させてください。

子育て支援課長：ご質問ありがとうございます。

今回新しく子育て支援計画を改定することもありますし、さらに今まで昨年度実施をしました子ども・子育てに関する実態調査の結果を基に、様々な子育て支援のサービスのニーズ量を測った上で落とし込む必要がありますので、今年度については、1枚目のお手元の子ども・子育て支援事業計画だけでなく、子育て支援計画も全てこの部会の中で検討してまいりたいと考えているところでございます。ですので、全てということが回答になります。

以上です。

河合委員：ありがとうございました。

遠藤会長：ほかにいかがでございましょうか。オンラインでご参加の委員の方、何かご質問等ございませんでしょうか。

特にないようでしたら、次の議題のほうに進んでまいりたいと思います。

次に二つ目の議題の新たな子育て支援計画の策定についてに移ります。現在の子育て支援計画は計画期間が令和6年度まででございまして、今年度で終了いたします。そのため、次の新たな計画を策定することが予定されております。昨年度の子ども・子育て会議では、子ども・子育て支援に関する実態調査について主に議論を行ったわけですが、今年度はその結果を踏まえまして、新たな計画の内容について議論することとなるかと存じます。

それでは資料第3号に基づきまして、新たな子育て支援計画の策定について、篠原子育て支援課長よりご説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。

子育て支援課長：改めまして、また子育て支援課長の篠原が説明させていただきます。資料第3号をご覧ください。

新たな子育て支援計画の策定についてということでご説明させていただきます。

1番の目的ですが、今回、令和6年までの子育て支援計画が本年度最終年度となりますので、引き続いて本区の最上位の計画である『「文の京」総合戦

略』に掲げる様々な都市像の実現に向け、子ども・子育て支援施策の継続性とさらなる取組を推進するため、今回新しく次期「子育て支援計画」を策定するものでございます。

2番目の計画の位置付けですが、この子育て支援計画は、区の福祉保健施策を推進サービスの基本となります。先ほど申し上げた「地域福祉保健計画」の分野別、子ども・子育てに関する計画であると同時に、国の各法令に規定された下の表にあります。三つの行政計画としての正確を内包しております。ですので、この子育て支援計画を計画することは、この下にある三つの計画全てを含むものというふうにいたします。

3番目の地域福祉保健計画と子育て支援計画の関係ですけれども、こちらの下の表をご覧ください。福祉保健の最上位計画である地域福祉保健計画を最上位としまして、様々な考え方の下に、全部で五つの計画がありまして、その中の子ども・子育てに関する部分をこの子育て支援計画でしっかり落とし込んでいくということでございます。

次のページをご覧ください。

この次期、新しい計画の期間ですけれども、新しい子育て支援計画は次年度令和7年度から11年度までの5か年を計画とします。これは国によって、定められている計画期間となります。

なお、将来人口の変化等により様々な見直しがあり得ますので、その際には適宜見直しも実施いたします。

こちらの表がそういうイメージになっておりますので、ご覧ください。基本的に地域福祉保健計画は3年計画ですので、順次入れ子になっているのですが、国の法令に基づいて子育て支援計画5か年と定められておりますので、このような形になっております。

5番目の次期計画の策定に当たっての検討課題（案）でございます。

昨年度、お手元のオレンジの冊子に分厚い実態調査の結果がありますが、これを基に我々事務局のほうで次期計画の策定に当たってどのような課題があるのかということを書き出したものが、5番目の（1）番から（4）番にあるものでございます。

ちょっと長いので割愛しながらご説明していきますが、（1）番は、文京区における人口の統計は企画部門を中心に行っておりますけれども、このような形で将来の人口の変化を見据えた上で、適切な子育て支援策の推進を図る必要があるということがまず課題の一つ目。

二つ目が、福祉部のほうでメインで行っておりますけれども、お子さんだけでなく、様々な子どもだけでなく、取り巻く環境を重層的なセーフティネットとして、もう構築していくことが必要であるというふうに考えております。本当にここに書いてあるとおりなのですが、こういう行政だけじゃなくて、地域団体や民間事業者の多機関が「子ども」を含む分野横断的に連携・協働した重層的なセーフティネットを構築する必要があるというふうに考えてございます。

(3) 番目の子ども・子育て支援事業計画に関すること。先ほど申したとおり、この子ども・子育て支援事業計画は、先ほどの子育て支援計画の一計画として位置づけられるものでございますけれども、この子ども・子育て支援法に基づく様々な出生数、人口動態、あるいは実態調査等の結果を踏まえて、例えば保育園であるとか、子育て支援サービスといった、この量の見込みやどのように確保していくかという目標値等を具体的に示すものが、この子ども・子育て支援事業計画になります。また、児童福祉法の改正がされて、新たに地域子ども・子育て支援事業として、「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」、これまで文京区でこのちょっと概念がなかったものですから、こういったものを新たに創設されたことに伴いまして、様々な量の見込みや確保方を昨年度実施した実態調査を基に検討し、計画的な整備をこの会議体等を通じまして進めていく必要があると考えてございます。

(4) 番目、子どもの意見表明に関すること。後ほど所管の課長から説明いたしますけれども、令和5年4月施行のこども基本法において、子どもの意見表明機会の確保や様々な子どもの意見の尊重が基本理念に掲げられています。本区では、これまでも様々な子どもの意見表明や権利の擁護に関する事業を行っておりますけれども、改めて、子どもの最善の利益を守るため、「(仮称)子どもの権利擁護に関する条例」の制定を令和8年3月に向けて検討を進めております。子どもの視点に立ち、様々な課題に適應するため、計画策定の過程等において、お子さん自身が権利擁護に関する条例について、子ども自身が意見を表明していけることを提供していく必要があると考えてございます。

続きまして、3ページ目をご覧ください。

先ほど、5番目の(1)でご説明しました将来の人口推計ですが、本区の企画部門でかなり先まで推計を取っておりますけれども、お手元、分かりやすいように令和5年度から30年までの人口の推計を記載してございます。このような形で推移をしておりますして、年少人口は微増をする形ですかね、なっておりますけれども、いずれ減少していくものと見込んでおります。

このような様々な課題等を踏まえて、7番目の策定スケジュールになるわけですがけれども、こちら6番目ですね、本当は。失礼しました。6番目の策定スケジュールの(予定)ですがけれども、この子ども・子育て会議で得た議論を基に議会等の報告を行い、またこの後、7月、8月と2か月続いて、子育て支援計画の策定について皆様のご意見をこの会議体で賜りたいと思っております。そして12月に、中間のまとめをお示しした上で、パブリックコメントと区民説明会を実施いたします。そして、令和7年1月の最後の子ども・子育て会議及び子ども部会において最終案のご同意をいただいた上で、令和7年3月に子育て支援計画を策定する予定でございます。

最後、8とありますが本当は7ですね。その他ですがけれども、ここにあるとおりですが、まだこの中に、今回、子育て支援計画はあくまでうちの中で、

文京区では児童を18歳までと規定しております。ですが、19歳以降をどうするかということは今後、文京区では考えていかねばなりません。ですので、今後、年齢で必要な支援がストップすることなく、様々な子ども・若者支援を推進していくことが求められております。そのため、今後も様々な計画をやっていく上で、若者の視点もちょっと大事になってくるということをおの他として記載してございます。

最後に、一番最後の4ページ目をご覧ください。参考までに、今年度の今、今年度が最終年度となる現行の子育て支援計画の基本理念と主要項目と計画体系をここにじっくり記載してございますので、ご覧いただければと思います。次期、新しい子育て支援計画におかれましては、これをベースにするのもよし、しないでもよしで、ここは皆様のご意見をいただきながらいいものにできればというふうに考えているところでございます。

長くなりましたが、説明は以上です。

遠藤会長：ありがとうございます。篠原子育て支援課長より新たな子育て支援計画の策定についてご説明いただきました。

今回頭出しということで、具体的な議論につきましては、7月の第2回目を以降の会議で行われる予定とのことですが、ただいまの内容について確認、あるいはご意見等ございましたら、会場にいらっしゃる委員の皆様、そしてオンラインでご出席の委員の皆様の順番でご発言いただければと思います。いかがでございましょうか。

それでは、よろしく申し上げます。

河合委員：公募区民委員の河合でございます。今、ご説明いただいてありがとうございます。方針をまず話すところということなので、策定に当たっての検討課題の（案）のところの5番に関して、一つ確認というか質問をしたいと思います。

前に実施した実態調査の結果を踏まえて、子育ての事業計画を変えていく方向性が示されていますが、内容的に量の見込みや確保方策の目標値というふうに書いてあって、これって数字上の問題だなということなのですが、実際にこちらでたくさん実態調査の結果を見ますと、例えば運動場が欲しいとか、こういう施設があるといいなという、いわゆるハード面の箱物系の意見も結構、特にご本人から、子どもたちの意見が来ている感じがするんですね。なので、その辺のインフラ整備的な部分というのは、この中、もしくはこの方針の検討課題の中で取り上げているのかというのが一つ目です。

それと合わせて、同じように質的な変化というか、これまではやっていなかったのだけど、これを新しくやるみたいな、今までやっていることの数を増減するだけではなくて、新たに何かこまとして入れるとか、そういったネタをちょっと実態調査から得たなとかといったことがあればお伺いしたいと思います。

以上、2点でございます。

遠藤会長：ありがとうございます。

子育て支援課長：子育て支援課長です。まずハード面の部分ですが、現在この中には具体的な記載はございませんが、当然実態調査の結果の中で、その他の意見はやっぱり大事だと思っています。そこにお子さんご本人の真の要望だとかご意見が隠されていると思っています。今回、ハード面の担当の幹事はおりませんけれども、この分については、子育て支援課のほうからも各所管のほうに働きかけをしております、どういうふうにと落とし込んでいくのかがいいのかというところは検討したいと考えています。

この部分も7月以降の子ども・子育て会議の中でお示しができることがあればしたいと思っておりますが、何分、場所がなかなか、もう確保するのが難しいというところもありますので、難航を極めることは予想されますが、可能な限り検討は進めていきたいというふうに考えてございます。

また次に、この量の変化以外に新しくやることについても、今回、頭出しということですがけれども、様々な実態調査の結果を基に各所管課のほうで何か新しくできることはないか、あるいは、いうことを考えておりますので、これも7月の会議体においてお示しできることがあれば、皆様方にお諮りをして進めてまいりたいと考えているところでございます。

遠藤会長：よろしいでしょうか。

ほかにいかがでございましょうか。

秋山委員：よろしいでしょうか。

遠藤会長：よろしく願いいたします。

秋山委員：区民の秋山と申します。今期から区民委員にさせていただきました。よろしく願いいたします。

5番の次期計画策定の検討課題で挙げられた背景として、何となくですけれども、時代背景だとか法改正とかそういうところがバックグラウンドにあるのかなというふうな理解をいたしました。

一方、先ほど委員の質問にもありましたけれども、アンケートの結果ですとか、ちょっと私、今期からなので、今年度までの子育て支援計画もちょっと熟読できていませんけれども、そういったところのフィードバックであるとか、何か振り返ってこういったところの改善点とかそういうところも今後検討課題に入れられるご予定があるのかとか、そういった点もちょっとお聞かせいただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

子育て支援課長：ありがとうございます。この新しい計画策定においては、当然、今までの計画の検証も踏まえて、次期をどうしていくかということは当然含まれていると考えておりますので、この中に具体的課題としては入れておりませんが、そこも前提として考えたいと思っております。そういうことでよろしいでしょうか。

秋山委員：ありがとうございます。

遠藤会長：ほかにいかがでございましょうか。オンラインのほうの皆様も特にご意見がないということでございましたら、次のほうに移ってまいりたいと思います。

それでは、三つ目の議題の、これは仮称ということだと思いますが、「子どもの権利擁護に関する条例」の制定につきましてに移ります。資料は第4号と参考資料2と東京都のパフレット2種類ということになるかと思います。

本件につきましては、文京区が新たに取り組むこととして、子ども・子育て会議に初めて議題として挙げる項目となります。こちらの「(仮称)子どもの権利擁護に関する条例」の制定について、富沢子ども施策推進担当課長よりご説明いただければと思います。よろしく願いいたします。

子ども施策推進担当課長：子ども家庭部子ども施策推進担当課長の富沢と申します。子ども施策推進担当課長という、何をやっているか分かりにくい名前ですが、条例の担当と覚えていただければ幸いです。よろしく願いいたします。

資料第4号をご覧ください。資料を少し補足しながら背景等もご説明さしあげます。

まず、子どもの権利に関しましては、子どもの権利条約が平成元年に国連総会で採択されてございます。皆様のお手元にあります、こちらの計画書「文の京」ハートフルプランですが、これの170ページをお開きください。こちらに子どもの権利条約についてのことが載ってございます

こちらが平成元年に国連総会で採択されてございまして、平成6年に日本は批准してございます。こちらに子どもの権利について定めているものとなっております。後ほど時間がありましたら、こちらも触れたいなと思ってございます。

こういったものを踏まえながら、子どもの権利についての理解というものが国際的にも進んでおるところでございまして。国内においては、近々で言いますと、令和5年、去年の4月に施行されましたこども基本法がこの条約の考え方を大きく取り入れた内容になってございます。条約の権利の内容がこども基本法にはしっかりと位置づけられてございます。子どもの意見の表明や参加する機会の確保、そういったものがしっかりと位置づけられているものになってございます。

資料第4号の背景のところがございます、平成28年の児童福祉法の改正において、子どもの権利の支援を国民、保護者、国・地方公共団体、それぞれが支援していくことが明確化されておりその後、様々な施策が行われているところがございます。

こういった流れを受けまして、既に東京都のほうでは、こども基本条例をつくってございます。こちらが令和3年4月に施行されてございます。参考資料2で、東京都の条例を今回お持ちしました。こちらは全部で第17条ものの条例になってございます。この条例をより分かりやすく皆様にお伝えするために、東京都ではカラーのパフレットを作成しております。

片一方が小学生4年から6年生向けのもので、分かりやすく子どもたちの実体験に近いようなところで説明するような形でつくられているものがございます。

もう一つのほうが、大人向けのものでございます。いろいろ創意工夫して、東京都のほうでも、この条例をつくった後、条例の中で語っている子どもの権利という概念をしっかりと都民の皆様には浸透させていくために、いろんな取組をされているところでございます。

23区、他区の様態でございますが、こちらに関しては既に8区が策定をしております。また、来年の4月に向けて、今現在、2区が準備中でございます。

我々としては、これから2年間かけまして、令和8年の4月1日施行で子どもの権利条例をつくっていきたいと思っております。来年の4月には児童相談所を区として設置いたします。こういったタイミングを捉えまして、子どもの権利をしっかりと守っていく一番の柱になるようなものをここで区としてもしっかりと立ち上げて、その後もしっかり浸透を図っていきたいと思っております。

資料第4号のほうにお戻りいただきまして、条例の策定の目的ですが、2番のところでございます。まず、「子どもの最善の権利を守る」というところで、全ての方が子どもの権利を理解し、それぞれの生活・活動の中に子どもの権利の視点を取り入れるということを目指していきます。また、子どもの育ちを地域全体で支えるまちを実現して、児童虐待、そういった子どもの権利侵害を生じさせない取組をしっかりとしていこうといったことをこの条例の中でうたってまいります。

条例を作成するに当たりましては、区民の皆様、関係団体の皆様、有識者の方に対しまして子ども・子育て会議の中でお諮りします。それから、次回以降ですが、弁護士の方、それから学校の関係者にご出席いただいて、ご意見をいただこうと考えてございます。弁護士の方は、お一方が安藤尚徳様、文京区の人権擁護委員や文京区の誠之小と第六中のスクールロイヤーを担われています。また大田区いじめ問題対策委員会の委員長を担われています。

もう一方は、磯崎奈保子様、文京区の本郷小と本郷台中でスクールロイヤーを担われています。

また、学校からは、本郷小学校の杉本校長先生、第一中学校の田島校長先生にご参加いただきまして、学校の現場からのお声もこの場でお話しいただき、条例の中に様々なお考えを盛り込んでいきたいなと思っております。

具体的なスケジュールにつきましては、資料の4号、4番でございます。また、一緒についております横書きの表をご覧くださいながらお聞きください。条例案は段階を分けて検討してまいります。まずは9月に、骨子として、こういった中身を定めていきたいと思いますというところをまとめてまいります。その後、2月に素案として条文の形に整え、その後、令和7年9月に素案の修正案、令和8年2月に最終案をまとめて、8年4月1日施行を目指してまいります。

スケジュールの表では、一番下が子ども・子育て会議の流れになってございます。5月が本日のところでございます。7月は、条例に定める内容について、皆様のご意見をいただきながら固めてまいります。8月は、骨子の内容、10月、11月に実施するWebアンケートの中身についてお諮りしてまいります。

9月、10月、11月は子ども月間と銘打ちまして、いろんな啓発活動をしてまいります。今年は9月1日の子育てフェスティバルを皮切りに、子ども月間を行っていきます。子育てフェスティバルにおきましても、パネルを用意し、シールアンケートを行うなど、イベントの中で周知啓発等をおこないます。10月、11月には、小中高の方向けのアンケートを行います。こちらに関しては、なるべく多くの方からご意見いただくため全てのお子様が届くように、個別のPRのものを配ることを検討しています。合わせて大人の方向けのアンケートを行い、意見を募っていきます。

ご意見を踏まえまして、2月に素案をつくりまします。来年度に関しましては、素案を基に年度の前半で再度Webアンケートを行いまして、素案に対してさらに修正を加え、多くの意見を取り入れていきます。

また、来年も子ども月間を行い啓発通活動をしなが、パブリックコメントを12月、1月に行いまして、最終案をまとめていくような形で大きな流れとしては進めていきます。

まずは7月、8月の検討を通じまして、骨子と、それからアンケートの中身を固めていくというのを最初の動きにしていきます。

それでは、お時間いただきまして、先ほどの計画書をもう一度ご覧いただいてもよろしいでしょうか。子どもの権利とは具体的にどんなものか、ご存じの方もいらっしゃるかとは思いますが、170ページに書いてあるとおり、主なものとして四つほどございます。

一つが生きる権利ということで、全ての子どもの命が守られること。次が育つ権利ということで、持って生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活の支援などを受け、友達と遊んだりすること、のびのびと育つということです。三つ目が守られる権利。暴力や搾取、有害な労働などから守られること。そして四つ目として、参加する権利ということで、自由に意見を表明したり団体をつくったりできること。以前はこの四つの権利とされていましたが、今は、四つだけじゃないだろうという話もあるので、この四つに限定されていませんが、主な権利としてはこういったものがあり、必ずしもこれに当てはまらないものもあるかもしれないですし、複数のものに当てはまるような権利もあると思います。

我々の条例の中でどういう権利の種類を上げていくのか、こういったことも次回以降の検討で皆様にご意見いただければと思っております。

現在、ユニセフなどでも大きくうたっているのは、子どもの権利条約に関する四つの原則でございます。四つの原則というのは、171ページ以降の各条文の中に実は1条ずつ入っております、第2条の差別の禁止、第3条の子

どもに最もよいこと、子どもの最善の利益を守りましょうということ。第6条の生きる権利、育つ権利。それから第12条の意見を表す権利。この四つが現在では四つの原則と大きくうたわれてございます。

実は、こども基本法の基本理念のところにもこの四つの項目がしっかりと書いてございまして、この四つの原則というものが、今子どもの権利というものを考えていく上ではまず一番スタート点になるところです。これを基に、じゃあ、個別具体的にどんな権利があるのか、またそれを守っていくためにどうしていったらいいのかというのを整理していくことになるところでございます。

次回に関しましては、先行している区が幾つかありますので、そういったところの事例を分析しまして、我々が皆様と一緒に条例を考えていく中で、どんなものを定めていったらいいのか、そういった候補になるようなものを整理しまして、それについてご意見いただいて、権利としてどんな種類があるのか、どのような項目を盛り込んだらいいのか、そういったものを7月、8月の検討の中でしっかり皆様のご意見をいただきながら組み上げていきたいと思っております。

これから2年間かけまして、しっかりと皆様のご意見をお聞きしながら積み上げていきたいと思っております。それと併せて、様々なイベント等にもなるべく顔を出しまして、条例をつくるだけではなく、子どもの権利というものがどんなものかということのPRを進めていきたいと思っておりますので、皆様のお力をお貸しいただければと思っております。

説明は以上となります。ありがとうございます。

遠藤会長：ありがとうございます。富沢子ども施策推進担当課長より、「(仮称)子どもの権利擁護に関する条例」の制定についてご説明いただきました。

こちらの内容につきましても、今回、頭出しということで、具体的な議論につきましては、7月の第2回以降の会議で行われる予定とのことですが、今の内容、特に今後の進め方ということにつきまして、ご確認、あるいはご意見等ございましたら、会場にいらっしゃる委員の皆様、オンラインのご出席の委員の皆様の順番でご発言をいただきたいというふうに、今思います。いかがでございましょうか。

よろしく願いいたします。

篠原委員：区民委員の篠原でございます。お名前が一緒だったので、区民委員ということでよろしく願いいたします。お話ありがとうございました。子育てフェスタ、大変楽しみにしております。

1点、Webアンケートにつきまして、対象の子どもは小中高のほうで情報をより強固に依頼していくというところがあったと思うんですが、せっかく文京区は大学もたくさんあるので、19歳以降をどうするのかというところも少しかかるかなと考えまして、ぜひ大学のほうでもやられたらいいのかなと思いました。

以上です。

子ども施策推進担当課長：ありがとうございます。今回、子どもの権利条例ということで、各区も見ますと、子どもの定義について18歳で引いていますが、ただ、高校生には18歳をすぎている子もいるので、大体条例だと18歳かそれに類する方々のような決めはございます。ただ、子どもだけで権利を守っていきけるものではないので、そういう意味では大人もこの子どもの権利を語っていく上では欠かせない部分でございます。アンケートとしては、大人に対して聞くようなものも用意いたしますので、様々な世代の方のお声を聞きながら進めていきたいと思っております。なので、そういった大人向けのアンケートを採りやすくするために、アクセスしていただきやすくするために、大学との連携も考えられるかと思われましたので、検討させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

遠藤会長：ありがとうございます。ほかにいかがでございましょうか。

じゃあ、よろしく願いいたします。

秋山委員：区民の秋山です。ありがとうございます。

背景等も理解できました。この条例があることの必要性というところも理解できた中で、ちょっとあえてこういった言い方、大変失礼かもしれないのですが、東京都のこども基本条例とかもある中で、あえて文京区として条例を制定する目的も結構大事なのかなと思われました。この質問をした背景は、せっかく文京区としてつくるために、その他、重要なファクターというエッセンスになるのではないかなど。そこが文京区のこの条例の肝になる部分にもなってくるのかなと思われましたので、あえて、ちょっと否定的に捉えたら非常に申し訳ないのですけれども、ちょっとこういった質問をさせていただきました。よろしく願いいたします。

子ども施策推進担当課長：東京都でも条例を持っています。国でも法律ができていますが、区は区としてしっかり旗を振っていくというところが必要であると思っております。また、参加というところが一つ大きなテーマになると思います。参加するには、参加する側それを受け入れていく側というの必要になってきますので、我々区のほうでも、どういうふうに子どもの意見の参加というのを捉えていくべきなのかということも考えていくべきと思っております。区の中に向けても、こういったやり方が可能なのかというのをしっかり考えていくというような意味も含めまして、区としてこのタイミングで条例化する意義は非常にあると思っております。

秋山委員：ありがとうございます。参加型というのが一つポイントということが理解できました。ありがとうございます。

遠藤会長：ありがとうございます。ほかにいかがでございましょうか。

じゃあ、まず会場で、よろしく願いいたします。

河合委員：公募区民の河合でございます。前期も同じようなことを毎回申し上げてすみません。Webアンケートということですが、Web以外の形での意見の聴取というのはどういうふうにされるかということ質問しようと思って用意してきたのですけれども、先ほどシールアンケート、フェスで実施したり

するということとか、あと学校を巡回されてアピールも兼ねてということで、非常にアナログな活動も併せてされるということで感銘を受けつつ、併せてそこで回った先での情報はアンケート形式で紙で回収するとか、その場で感想を書いてもらって回収するとかして、Webアンケートと合わせて参考にするなどのことは検討されているかをお伺いしたいと思います。

子ども施策推進担当課長：具体的にはこれから検討するところですが、Webに関しては広く多くの方からご回答いただきたいところがございます。いろんなイベントに参加はしていきたいと思っているところがございます。

また、パブリックコメントの段階になりましたら、はがき等で意見をいただくところもでございます。啓発も含めた活動の中で、そこで併せていろいろお声を聞いていきたいと思っています。また、学校の先生向けの研修もお話が来ていまして、私のほうで講師として行って、権利の話をしなが、現場の皆さんの声を聞いてみるなど、様々な啓発の場を捉えて、いろいろな意見を取っていくよう努めていきたいと思っています。お話があった意見を基に、しっかり様々な形で対応していきたいと思っています。これからいろいろ検討していきます。

河合委員：ありがとうございます。手が届くようにということと、Webアンケートですと、やはりWebのリテラシーですとかそういった関係も出てきますので、本当に取りこぼしがないような形でいろいろな子どもたちの意見がちゃんと吸い上げられればなということを願っております。よろしく願いいたします。

遠藤会長：ありがとうございます。ほかにいかがでございましょうか。
よろしく願いいたします。

西委員：中P連の西と申します。よろしく願いいたします。せっかくなので質問をさせていただきます。

私も同じくアンケートのところについてなのですが、私もPTA会長を長くやっているのですが、いろいろなことを取り組んでいても、それを各家庭に周知するのがすごく難しいなというも思っています。せっかくいことやっているのに知られていないということが結構あります。例えば、こうやってせっかくアンケートをやっている、Webアンケートをやっている、誰でも答えられるけれども、そもそもアンケートをやっているよということをどういった形で周知しようとしているのかを教えてください。質問させていただきます。

子ども施策推進担当課長：今のところ考えておりますのが、まず、区立中学校・小学校には、周知のプリントをお渡ししたいと思っています。あとそれから、各世帯、お宅のほうに、子どもさんのいるところにしっかりとはがきをお送りして、そのはがきにQRを入れまして、読み込んでいただいてアンケートに参加していただきます。

それから、様々な区報、CATV、SNSも使いながら、今、アンケートをやっていますよというところを伝えていきたいと思っています。9月に子ども月間を始

めるに当たって、区報の特集号なども組みまして、子ども月間、Webアンケートについて折り込むなど周知をしていきます。

西委員：ありがとうございます。よく分かりました。

遠藤会長：じゃあ、よろしく願いいたします。

五十嵐委員：小P連の五十嵐です。私もアンケートについてちょっとお聞きしたいんですけれども、この分厚いアンケート、有効回収率とか40%を切っていて、ちょっと項目、200、どこですかね、今回のアンケートについての自由記述の部分を見ますと、アンケートの項目が多過ぎるとか、ちょっとアンケートの設計がよくないとか、最後まで離脱せずに、アンケートが長いとか、ちょっと不満の声が多いなという気がしました。質問数が多いとか。

最後まで離脱せずにちゃんと答えられるような、何かアンケートについて、じゃあ作りますねだけではなくて、私たちがアンケートの内容も先に確認をした上で、いや、これは長過ぎるなどか、ここまで一旦送信できるようにしたほうがいいのか、そういうことを確認できるフェーズがあるといいなと思いましたので、ご検討いただければと思います。

子ども施策推進担当課長：アンケートにつきましては、8月の子ども・子育て会議のときに案をお出しして、皆様のご意見をいただく予定です。また、去年やったニーズ量調査とは目的が違うので、質問数は絞って、例えば10問とか、子ども向けだったら5、6問など、中身を絞った形で検討していきます。また、来年度も素案ができた段階でもう一度やりますので、今の段階では、まずは権利について知っていますかというところから始まって意見を聞くと同時に、子どもの権利というものの周知・啓発につながるようなところも含めて考えていきますので8月の段階で案を皆様にお示しできるように進めていきます。

子育て支援課長：子育て支援課長の篠原です。お手元の実態調査ですが、もう委員ご指摘のとおりで、5年に1回の計画で、なおかつコロナや様々な支援サービスが増えている中で、これでもかなり厳選をして質問を区切りました。特に、生まれて未就学までのお子様の支援サービス、とても文京区は多いものがあって、そのために質問がどうしても増えてしまうという傾向がございました。この部分は、事前にこの子ども・子育て会議の中でも質問項目のお諮りをした上で、なおかつ議会からのご意見も踏まえた上で作ったものですが、なかなか答えづらかったというのは意見として受け止めております。

今後、この部分についてもどのような形がいいかという部分は研究しながら進めてまいりたいと存じます。

遠藤会長：ありがとうございます。ほかにいかがでございましょうか。

オンラインでご参加の委員の皆様も何かございませんでしょうか。

お一人ですね、よろしく願いいたします。高櫻先生、よろしく願いいたします。

高櫻委員：青山学院大学の高櫻です。丁寧なご説明をいただきましてありがとうございました。

子ども月間をつくられたり、普及啓発事業を実施されたりと、子どもの権利のPRにも力を入れてくださるといふご説明をいただいております、非常に安心をしているところですが、その際に一点お願いがございます。

子どもの権利について、全ての人を理解するといったときに、大人側とか社会側に理解してもらおうというところがやはりメインになってくるかと思うのですが、私自身は、全ての人というところには子ども自身も含まれると思っております。子どもたちが、自分たちが権利の保有者だということを認識できること、どんな権利を持っているかということを知っていくということが、その子どもが将来大人になっていく上でも、社会をつくっていく上でもとても大事なことだと思っております。今後の会議でいろんな学校の先生等もご参加されるということでしたが、子どもたち自身が自分の権利を理解できるような普及啓発のアピールも併せて考えていただけたら非常にうれしいと思っております。よろしくお願いいたします。

子ども施策推進担当課長：例えば、アンケートのお知らせのチラシを作るときに、説明書きをくわえることにより、主人公の1人である子どもたちにも自分事として理解いただけるような周知の仕方を研究していきますので、皆様のご意見も、お知恵もお借りしながら、いろんなやり方を考えていきたいと思っております。

条例をつくった後も続けていきたいところでもありますので、ちょっと最初から100点満点の動きはできないかもしれませんが、少しずつよりよいものにしていければとも思っておりますので、皆様のお知恵もお貸しいたさながら進めていければと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

高櫻委員：ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

遠藤会長：それでは、高橋（貴）先生、いかがでございますでしょうか。

高橋（貴）副会長：すみません、黒子と言いながら発言しちゃって。時間もありますので端的にですけれども、今の高櫻先生のお話ともつながるのですが、この手の話をするとき僕がやっぱり一番気になるのが、子どもの声、当然取らなきゃいけないわけですが、参加しているという自覚を子どもたちにも持ってほしいし、そういう意味で生の声、リアルな声をどれだけ取れるかというところが勝負だと思うのですが。乳幼児、就学前の子どもたちの声というものをどういうふうに捉えるかというところの整理をやっぱり事前しておく必要があると思うんですね。これが例えば4、5歳児であれば、例えば遊んでいるときの子どもたちの、子どもたち同士の会話の中で、それを拾うだけでも子どもたちのリアルの声というのは聞こえてくるという、ではあると思うのですが、仮に、例えば0歳児とか1歳児の声を拾うという、日本語を当てはめてたときに、声を拾うというのは当然難しいわけですよ。ただ、子どもたちの動きとか動作とか、この辺は先生ご専門だと思うのですが、子どもたち自身が体から発している声みたいなものをどんなふうに拾っていくかというところで、ここに手をつけている自治体ってあんまり見ないので、やっぱり0歳児はしゃべれないから、声は取れない。じゃあ、保

護者の人に答えてもらおうとなっちゃうと保護者の人の声になっちゃうので、やっぱり子ども、0歳であっても当然参加しているわけだから、その子たちの声にならない声みたいなものをどう拾うかというところの、これ、難しい話かもしれないのですが、ちょっと視野に入れておいていただければうれしいなと思います。多分すぐに回答は難しいと思うので、少なくともその辺りをどのように考えているのかだけ教えていただけますでしょうか。

子ども施策推進担当課長：非常に難しいところかなと認識しました。

未就学の方になると確かに保護者の方の考え方も切り離せないかなと思いますが、例えばですけれども、私どものところでお子様をお預かりしているような施設であったり、サービスもありますので、そういったところにいる施設での職員の方から見てどう見えているのかとか、何が主張されているのかなとか、そういったことを周辺から探っていくことはできるかもしれませんが、0歳児の方から直接意見をいただくというのは、難しいところがありますので、第三者が見ている目でどう見えているのか周りから察していくところはあり得るのかなと、今、お話をしているところなんです。正直まだ、課題だなと認識したところがありますので、これから研究したいところではございます。何かいいお知恵がありましたら、いただければありがたいと思います。

高橋（貴）副会長：ありがとうございます。すみません。難しい話をしちゃって。

ただ、ここがもし何か提案できると、すごく文京区のオリジナリティーが出るので、期待していますのでよろしくお願いいたします。

遠藤会長：ありがとうございます。ほかにいかがでございましょうか。

こちらの子どもの権利に関しましては、文京区の新たな取組ということで、今年度から来年度にかけての最重要課題の一つになってくるかと思えます。既にこの子どもの権利に関しては、全国各地でいろんな取組、あるいは条例の制定などをさせているわけでございます。ただ、そこで一つ指摘されていることは、子どもの権利と言いながら大人主導で話が進んでいるというところが多いのじゃないのか。

そういう中で、今、委員の皆様からいろいろご意見をいただきましたように、子どものリアルな声がちゃんと反映されるような形で、いろんな取組という、文京区独自の特色のある取組、あるいは条例の制定というものがかなえばというふうに願うところでございますので、次回以降、恐らく内容について具体的な検討に入っていくかと思えますので、さらにそこでいろんなご意見をいただければというふうに願うところでございます。

それでは、こちらの議題はここまでとさせていただきます、続きまして、報告のほうに入ってまいりたいと思います。

まず、（仮称）文京区児童相談所設置に向けた文京区取組について、佐藤児童相談所開設準備室長よりご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

児童相談所開設準備室長：改めまして、児童相談所開設準備室の佐藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

このたびの子ども・子育て会議の委員の皆様方で、このたび新たに着任された方も多くいらっしゃるというようなことで、今回、少しお時間をいただきまして、現在の本区におきます児童相談所の設置に向けた取組というところについて、概要のところをご説明させていただければと存じます。資料第5号の資料をご覧くださいいただけますでしょうか。

そちらを見ていただきますと、本区においては、平成28年の児童福祉法の改正によりまして、特別区が児童相談所を設置することが可能になったというところから、本区では令和7年4月1日からの児童相談所の開設を目指して準備を進めているところでございます。

左上の部分、これまでの経緯というところをご覧くださいますと、今から約8年前の児童福祉法改正によりまして、特別区も児童相談所を設置できることとなりました。その後、文京区も設置に向けての準備に入ったというところがございます。

その中の大きなポイントのみお伝えをいたしますと、④番で、「(仮称)文京区児童相談所基本計画」の策定をいたしました。そちらの策定を経まして、⑤番で、いわゆる児童相談所の専門職員の確保等の観点から、令和2年1月に開設時期を令和7年度に変更いたしております。⑥で、後ほども触れさせていただきましても、文京区を含めまして、都内におきます児童虐待に係る相談ケース対応の量の部分、それから質の部分も大幅に増加、また変化いたしまして、保護者の方の相談のしやすさを考慮する等というようなところの要因によりまして、区児童相談所と子ども家庭支援センターの機能を明確化しております。その後、⑨番でございますけれども、令和5年3月に今の基本計画の内容をバージョンアップさせました「(仮称)文京区児童相談所運営計画」を策定いたしました。直近では⑩番になりますけれども、本年3月26日にこども家庭庁に対し、児童福祉法に規定する児童相談所設置市として文京区が政令指定をされるというところを要請したところでございます。こういった形で、一つずつではありますが開設に向けた準備を着実に進めているところでございます。

その下の2、「児童相談所とは」というところですが、ここでは児童相談所の機能のあらましについて書いてございます。特に黒丸の二つ目、設置主体とありまして、直近の文京区を取り巻く状況というところで、米印のところ、令和5年の10月に葛飾区が児童相談所を開設しております。本年度の秋、10月に品川区が児童相談所を開設する予定というところとなっております。文京区はその中で引き続く23区の中では10番目の区児相の開設となる予定としております。

その後の黒丸の三つ目、役割、あるいは四つ目の職員、五つ目の業務の当たりのご説明になりますけれども、特に児童に関する相談の専門的な知識や技術を必要とするものに応じるために、ご覧いただいているような所長、ま

たは児童福祉司をはじめとして、様々な専門職員が従事するというところになります。

続きまして、この右側をご覧くださいますと、一時保護所の概要というところでございますけれども、この一時保護所といいますのが、児童相談所長等が必要と認めた場合に、様々に困難な状況に置かれたお子さんについて一時的に保護する施設というところでございます。文京区でもこちらの施設を設置するというところでございますけれども、基本的に保護するお子さんたちの安全に配慮をするために、区民の方に対しては、設置場所については区から発信をしておりませんので、ご配慮をお願いできればと存じます。こちら、一時保護所の概要は、今見ていただいているとおりになりますけれども、本区の一時保護所の定員は10名というところを予定してございます。

また、さらに下をご覧くださいますと、3番、現在の相談の状況と児童相談体制というところでございます。こちらグラフで見ていただきますとおり、直近の年度の子ども家庭支援センターの相談員の行動回数というところにつきましては、ここまで令和2年度の、この辺は特に新型コロナウイルス感染症の対応件数も上下しながら、現在も高止まりの状況を示しているという資料となっております。

そちらの子ども家庭支援センターとさらにその下のけい線が引いてある表がございますけれども、こちらが文京区を所管しております東京都児童相談センターの状況というところをお示ししておりますが、一番上の最近のデータで令和4年度の段を見ますと、右側からの虐待の件数を中心に、計の一番合計のところを見ますと7,365件というような受理状況が見られています。

こういった長期的な件数の増加傾向の理由としましては、児童が同居する家庭におきます配偶者に対する暴力がある事案と。これを面前DVというふうに呼んでおったりしますけれども、こういった通告が警察の機関から児童相談所へなされる件数が増加している。あるいは児童虐待に関する広報、マスコミの報道等によりまして、児童虐待の意識が国民・都民の皆さんの中で高まったことに伴う通告の影響というようところが東京都の見解として挙げられているところでございます。

続きまして、裏面のほうをご覧くださいませでしょうか。

左側の4番、本区が目指す新しい児童相談体制というところでございます。今申し上げたように、お子さんを取り巻く厳しい状況があるというような中で、文京区児童相談所の支援についての考え方というところをお示ししております。

最初の区児童相談所設置に向けた考え方というところで、現在の広域自治体である東京都から文京区へというところの観点から申しますと、基礎的自治体であるメリット、ここを最大限に生かして虐待の未然防止、虐待発生後の重篤化の防止というところ、あらゆる施策を講じまして、これまでの児童相談体制をさらに強化するというようなところでございます。

さらに具体的には、真ん中にあります本区が目指す支援というところを見ていただきますと、丸が三つございまして、一つが母子保健から始まる切れ目のない支援、もう一つが子どもや家庭を中心とした関係機関連携による支援、そしてその二つに連なる詳細な情報収集と適切な判断に基づく支援というところを掲げてございます。

文京区の児童相談所が管轄する区域、またサイズとしましても、現在の東京都における広域的な規模から文京区内というようなコンパクトなサイズとなりまして、より機動的で地域に根差した児童相談体制の構築を目指して準備を進めているところでございます。

その下にあります5番の組織体制というところでもございますけれども、これ、図で示していただいておりますとおり、左側に区の児童相談所が書いてございます。こちら、後ほどお話しします、現在建設をしております新規の建物での業務というところを想定してございまして、右側に子ども家庭支援センターがありまして、こちらはこれまでどおりシビックセンターの中で業務を行うということとしております。この両機関が相互に連携しながら相談支援を進めてまいりたいと考えてございます。

さらに右側にお移りいただきまして、新しい建物の施設のイメージをお示ししてございます。その中の地図を見ていただきますと、建設の予定地というところですが、今、こちらのシビックセンターがあります春日通りの坂、中央大学方面に上がって富坂警察署の角を右側に曲がったところ、お寺の伝通院の横に、現在、建設を進めておるところでございまして。児童相談所の中に配置する諸室というところの例示としてご覧いただいております。

最後に、今後の予定というところでもございますけれども、本年、令和6年の建物、間もなく竣工というようになるところになってございます。その後、私ども児相開設準備室が引渡しを受けまして、施設の中の開設の準備というところを行いまして、令和7年4月1日に開設予定という運びとしております。

これから開設まで、先ほど部長の多田からもお話ありましたような1年を切る時期に来たというようになるところでございまして、準備もこれからさらに促進していくというところですが、今後も子ども・子育て会議委員の皆様にごういったお話をさせていただく機会を持ちながら、私ども全力を挙げて設置に向けた準備をまいりたいと考えてございます。

この資料のご説明につきましては以上でございまして。今後ともよろしくお願いたします。

以上です。

遠藤会長：ありがとうございます。ただいまご報告いただきました内容につきまして、ご質問あるいはご不明な点などございましたらお出しいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

河合委員：公募区民委員の河合でございます。もういよいよ来年ということで、今、大詰めの時期だと思えます。皆様、大変だろうなと思いつつ、いろいろ期待をするところあり、心配であることもあり。というのは、ニュースとかでよく出ると、大体児童相談所とか児相がということになるので、文京区が出ないといいなと本当に心から思いつつ、そうなるようにできる限りのサポートを皆さんで、私も含めてしていければなと思っています。

質問ですが、こちらのこの数字から見たときに、今、4,000件くらいあるわけですよ、擁護虐待と。この中で、児相ができるというか、建物ができるということをやっぱり一時保護所ができるというのが大きい話だと思うのですけれども、定員が10名ということになっていまして、この4,000件あった虐待の事例のうち、実質的に、ああ、これは本当は保護だなというような事例に照らして、この数字の妥当性というのは確認をされているのでしょうかということと、万が一、たまたまオーバーしたようなときの方策というのはどのようなものがあるのでしょうかという、2点を確認したいと思えます。

児童相談所開設準備室長：ありがとうございます。最初の点の児童相談所の運営準備、あるいは運営本番に向けての励ましをいただきまして、ありがとうございます。相談支援を本番に向けての職員が研さんを続けているというところでございます。

ご質問の一つ目の一時保護所の定員の10名についての考え方というところですが、先ほど申し上げましたとおり、令和2年前後は新型コロナウイルスが、お子様がかかっている一方で保護者の方が両方ともコロナに罹患してしまったというようなときに、東京都も一時保護所のほうでその間お子様を保護するようなケース、ちょっとそのようなイレギュラーなケースもあったのですが、逆に、さらに文京区が準備をしております平成28年度以降の文京区ケースの一時保護所のお預かりしているお子さんの数というところを東京都から教えていただいて、そこの平均のところをさらに余裕を持たせた数というようなところで、10人というような形にしております。

ただ、今、河合委員からお話ありましたとおり、これも様々なケースが考えられまして、例えば5人兄弟が入ってきたらどうするのというようなこと、そうするといきなり定員の半分が埋まっちゃうというようなところもゼロではありません。

この方策といいますか、考え方としましては、ここが非常に最近の区児相の状況が変化する要素の一つではあるのですが、私ども文京区の区児相開設時点で、既に都内で区児相自体が10か所あるというようなところでは、今、これ、区児相間、あるいは東京都と協定を結んでおりまして、一つは、そういった人数的な部分だけでもありませんが、例えばこの文京区のお子さんは文京区でお預かりするのはどうなのだろうかというような場合、これ、逆にほかの区もそういった場合があるかと思うのですが、そういった場合に区間、あるいは東京都間で協定を結んだところで、そこの保護の仕方をまた協議するというようなところが考えられるところでございます。

あと、これももう一つの方策ではあるのですが、定員としては10名という形にしているのですけれども、それをさらに超えるようなところがあった場合に、この施設の全体のつくりとしましては、それを一定程度受け入れられるようなつくりになってございますので、そうしたところ、これは本当に毎日毎日入所の数字が動くというようなところでもありますので、実際、そういった統計上の安全ラインをもちろん担保しながらですけれども、実際上のところは工夫をしながら進めてまいりたいと考えてございます。ありがとうございます。

河合委員：ありがとうございます。相互協定というかお互いの連携を取りながら、場合によって本当に文京区にいないほうがよいとか、逆の場合もあるということなど、いろいろ勉強になりましたし、すごく頼もしく聞こえました。ありがとうございます。

遠藤会長：ほかにいかがでございましょうか。

現在、非常に急速に準備を進めてくださっているということで、恐らく虐待というようなことを昨今いろいろと取り上げられることが多くなっているかと思えます。ただ、お話の中にもありましたけれども、やはり虐待というのは未然防止、予防というところが一番重要なところかと思えますので、ぜひ子ども家庭支援センターとの密なる連携の体制というのを、こちらのほうを強くしていただければなというふうに願うところでございます。また順次、進行状況などをお知らせいただければというふうには思います。

それでは、次に、育成室及び都型学童クラブの新規開設について、鈴木児童青少年課長よりご説明いただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

児童青少年課長：児童青少年課長、鈴木と申します。どうぞよろしく願いいたします。

私のほうから資料第6号に基づきまして、育成室及び都型学童クラブの新規開設についてご説明いたします。

まず、1番の概要でございしますが、育成室の待機児童数が令和5年4月時点で97人と昨年度から急増したことを受けまして、小規模賃貸物件を活用し、20人定員の育成室を開設するなどの対策を盛り込んだ「育成室待機児童解消加速化プラン」を昨年8月に策定いたしました。このプランのもと、本年4月に新たな区立の育成室及び民間事業者が運営する都型学童クラブを開設したところです。

2番の設置一覧の表をご覧ください。育成室を計10か所、都型学童クラブを1か所開設いたしました。施設名、所在地、定員は記載のとおりでございます。

3番、開設年月日、いずれも令和6年4月1日になりますが、現在、開設して1か月程度経過をいたしました。いずれの施設も民営事業者による安定的な運営の下、150名の児童が元気に通室をしている状況でございます。

説明は以上です。

遠藤会長：ありがとうございました。ただいまご報告いただきました内容につきまして、ご質問やご不明な点などございましたら、お出しいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

よろしく願います。

篠原委員：ご説明ありがとうございました。区民委員の篠原です。

待機が97人いたことによって開設をとということだったのですが、結局、今、待機はじゃあ、ゼロになったのでしょうか。

児童青少年課長：児童青少年課長の鈴木と申します。現在、この定員の中で150名が通っているのですが、97名からまだ大幅な待機児童の解消には至っていない状況でございます。今、現在、集計中でございますが、今のところは微減ぐらいのところでございますが、また数字が確定しましたら、この場を借りてまたご説明させていただきます。

遠藤会長：ありがとうございます。ほかにいかがでございましょうか。

オンラインでご参加の委員の方も、特にございませんでしょうか。皆さん、よろしいでしょうか。

それでは、本日の議題として予定しているものにつきましては全て終了いたしました。その他、委員の皆様からこの機会にぜひということがございましたらお出しいただきたいと思いますが、何かございますでしょうか。いかがでございましょうか。

それでは、よろしく願います。

河合委員：公募区民の河合でございます。せっかくお時間が少しあるということなので、ちょっとだけ気になっていることをご参考までにお伝えしたいのですが、子どもの視力が最近すごく低下しているなという気がして、視力対策というか、そういったものにつき、私が子どもの頃は何かレンズがこういう筋肉で収縮するのが固まっちゃうからと聞いていたのですが、最近だと目の形がもう変わっちゃうから治らないよねとか失明するよねとかそういう学説が出てきているらしいので、先進国だと目の長さを測って子どもの保健につなげるとかそういうことをやっている国があるというふうに聞いています。もしかしてその保健の関係で、子どもの視力対策ということで気にされる方が区にいらっしゃるとありがたいなと思いながら、参考意見として出させていただきました。

以上です。

遠藤会長：よろしく願います。

保健サービスセンター所長：すみません。保健サービスセンター所長、大塚と申します。

今、委員のご指摘のあった目の検査の部分ですけれども、昨年の厚生労働省のほうからの通達で、目の検査を3歳児健診のほうで行うという形になっております。これ、屈折検査という形になっておりまして、機械を使ってその方の、3歳児の子どもの目の視力、それからあと斜視とかそういったものを全部チェックできるという機械を今年から導入をさせていただいて、4月

から本格運用という形で3歳児健診のときに必ずやるようにさせていただいているところです。この結果に基づいて、文京区のほうで視力の低下の部分を把握しつつ、医療機関と連携して対応していくという形だと思います。

近隣の荒川区では、もうかなり前からやってはいるところになってしまっていて、屈折検査をやる前に比べて、大体2倍から2.5倍、視力に関して問題があるという指摘もあります。文京区の場合ですと令和4年度の数値としては、約150件の方がその検査を使わないで判定に引っかかったという部分がありますので、普通に考えただけでも大体300件ぐらい今年出るとは思っていないかなというふうには思っています。

目の検査の部分に関しましては、成長期にしっかりとした医療を受けることによって、目の視力の低下を抑えられる、もしくは向上できるという学説もございいますので、それに合わせた形で子どもの健康に対して引き続き対応させていただきたいというふうには思っています。

遠藤会長：ありがとうございます。何かございますでしょうか。

河合委員：ありがとうございます。さすが専門の方とかいろいろ調べていただいて、これも安心しておりますが、様々いろいろ出ていますので、ぜひ見ていただいて、子どもたちの目が悪くならないようにご配慮いただければと思います。

以上でございます。

遠藤会長：ありがとうございます。

それでは、オンラインでご参加の原田委員より、ご質問あるいはご意見いただければと思います。よろしく願いいたします。

原田委員：今年度から区民委員をさせていただきます原田悠希と申します。実は大学教員をしており、直前まで授業がありまして、少し遅れてしまいました大変失礼いたしました。また、その関係でオンラインでの参加ということで、初回にもかかわらず申し訳ございません。

先ほど、児童相談所のところで発言するタイミングを逸してしましまして、子育て支援計画とも関わる話ですが、1点お願いをさせていただければと思います。

児童相談所の設置に関して、今まで相当なご苦勞をされていて、ようやくというか、令和7年度からいよいよ始まるというところで、ちょうど今回の子育て支援計画の改定の時期とかぶってくるのかというふうには思っております。そういった中で、恐らく資料第3号の5の(2)のところで、重層的なセーフティーネットの構築等の推進というところで、子育て支援計画のほうでも、虐待とかそういう重篤な事案を未然に防ぐということを目指していこうという方針を示されていらっしゃるのかなというふうには思っています。これがとても大事だなと思っております。

もともと必要量みたいなものを量って確保していくというのが子育て支援計画なのだと思うのですが、中には、虐待の未然防止に資するような事業、例えば、乳幼児の全戸訪問事業やショートステイ、トワイライトステイなど

幾つかあるかなと思います。そういった事業は、せっかく児童相談所ができるタイミングということもありますので、調査から得られた量のみならず、虐待の未然防止等に資する、役に立つような事業には一定加味するなどの対応もできるのではないかと思ひ至るところがありましたことから、事前のお願ひみたいな形で恐縮ですが、発言をさせていただきました。

また、将来の人口推計の話は資料3のところでもいただいているということで、年少人口がもうちょっと増えていくということが推計されているとご説明いただいたのかなと思うのですが、おそらく年少人口の中でも、増えていく年齢帯と減っていく年齢帯があるのかなというふうに思ひおいて、恐らく0から5とか未就学の年齢帯というのは減っていくのかなというふうに思ひおいてるところです。そういう中で、せっかく今まで文京区には様々な保育所とか幼稚園とか、そういった地域資源があると思いますので、そういったところとよく、新しくできる児童相談所や子ども家庭支援センターがうまく連携をして、虐待を未然に防止していくということができればとてもいいのかなというふうに思ひおいて、そういったことも子育て支援計画を新たなものを策定していくに当たって、皆様と議論させていただきながら考えていければなというふうに思ひおいてございます。

すみません。願ひという感じで恐縮ですが、以上でございます。

遠藤会長：ありがとうございます。

よろしく願ひいたします。

子ども家庭支援センター所長：子ども家庭支援センターの大戸でございます。

原田委員からのご指摘、全くそのとおりだというふうに思ひおいております。児童虐待につきましては、予防的支援、これが最重要課題だというふうに思ひおいております。

そんな中で、国のほうで、令和4年の6月に児童福祉法の一部改正がありまして、その中で、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対しまして、母子保健、児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、子ども家庭センターの設置に努めることと努力義務が明記されております。

それを受けまして、区はこれまでも実は母子保健部門、具体的に言いますと保健サービスセンターですね、健診のときから関わっております。それから児童福祉部門としましては、子ども家庭支援センターとが連携の中で支援を行ってきているところがございます。この取組によりまして、現在も妊産期からの切れ目のない相談支援体制に取り組んでいるところがございますが、この法律の中には、例えば統括支援を設置してサポートプランを支援の対象者にプランニング、今後の支援をこうやっていきませんかと一緒に考えてつくり上げていく、協働でつくり上げて手渡しをすると、そういった取組も含まれていることから、文京区としては、現在の、子ども家庭支援センターに国が示しております、子ども家庭センター機能を整備するという方向性で、今、考えております。

原田委員のほうから言われました、せっかく文京区には様々な地域資源があるということで、文京区では文京区要保護児童対策地域協議会における様々な地域資源の支援機関と連携して児童虐待の防止に努めているところをございまして、1点ご紹介させていただきますと、その中で巡回相談支援という事業を行っております。これは、保育園や幼稚園、私立保育園と私立幼稚園も含め学校に巡回で私どもが回りまして、それですべて支援の必要なお子さんはおりますかというようなところで、ヒアリングをしていきます。そういった中で、早期発見に努めて支援につなげること、ここの試みを今年度強化しまして、数値にも今後表れてくるものと思います。そういった取組を今後も進めていきたいと思っています。

そういった事業展開も含めまして、文京区としては児童虐待の予防的支援の強化に努めてまいりたいというふうに考えております。

遠藤会長：さらによろしくお願ひします。

原田委員：ご丁寧にありがとうございました。

児童相談所開設準備室長：恐れ入ります。児童相談所開設準備室長の佐藤でございます。原田委員からのご指摘、ご意見、ありがとうございます。

今の特に児童虐待予防の未然防止というような観点は、今、子ども家庭支援センター所長からお話ありましたとおり、いわゆる児童相談所までエスカレーションしないような、いわゆるこの体制づくりを区の中でどのように構築していくかというようなところ。そこを今、原田委員おっしゃっていただいた子育て支援計画上の様々な事業の中にどのようにリンクさせていくのかというような、そういったところのお互いの点部分のものを線上に、あるいは面として、区の全体の課題として捉えていくということが非常に重要なのかなと考えてございます。

特に原田委員ご指摘の区の児童相談所というところで考えたところでは、どうしてもやっぱり東京都の広域的な児童相談所ですと、これは実は今、引継ぎをやっているところで聞くとこでいきますと、どうしても東京都は複数の自治体の子ども家庭支援センターと協力して行うというところがございますから、広域的な部分は得意ですが、各区のじゃあ細かい支援メニューが東京都の人たちが全部分かって支援を展開しているかというところ、そこはなかなか私たちも分かり切らないところが正直ありますというところはあると聞いているところでございます。それが、今度は我々文京区の中の区の職員が児童相談所を担うというところでいきますと、そういった予防的な支援、あるいは予防的な事業も踏まえて、私たち区の児童相談所も一緒になって、そうした面的な支援を展開していけるように、今後、さらに準備を加速してまいりたいと思います。

またご報告等をさせていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

遠藤会長：さらによろしくお願ひいたします。

企画課長：すみません。企画課長の横山と申します。人口推計のところで1点ご指摘いただいたので、ちょっとそこだけ補足をさせていただきます。

今回、資料のほうでは、年少人口の0歳から14歳が一定期間増加傾向は若干ありまして、最終的には減少に至るといようなお示しになってございますが、ご指摘ありましたように、年齢全体の0歳から14歳ではそういう傾向ということで推計しているのですけれども、推計ではなくて、過去のこれまでの蓄積の状況では、これまでの人口の増減というのは、主に社会増のほうで増えているような傾向がございます。特にコロナの影響がありましたので、そこで一時期、出生数についてはがくんと下がったというのはあるのですけれども、出生自体、右肩上がりの傾向はこれまでであったので、大きな影響があったのは社会増というところが多かったというところがございます。特に年少人口においては、いわゆる小学生や中学生ですね、そういったタイミングで転入されるといったケースが多く見られたものですから、年少人口の増加傾向というのは、そういったところで見られていたというところがございます。

今回の人口推計に当たりましては、文京区では合計特殊出生率については、過去20年の中で遡って1.25という数値がございました。現在は最新の状況ですと1.11という状況で、かなり厳しい状況になってございますけれども、これについては、今日もいろいろご議論いただきましたけれども、今般の文京区の様々な子育て施策が一定程度奏功するというのを希望的観測も含めて見越しながら設定したという状況ではございますが、それらをして最終的には減少が見られるといったような状況ですので、今、国全体の傾向もそうなってございますが、本区においても出生数をどう上げていくかというところが大きな課題かなというふうに思っております。

遠藤会長：ありがとうございます。

原田委員：ありがとうございます。

遠藤会長：ご質問いただいたことで、私どもが把握していなかった詳細について知ることができて大変貴重な機会になったように思います。

まだまだきつとご意見、ご質問あるのかもしれませんが、時間が押しておりますので、こちらのほうで議題につきましては終了させていただきたいと思っております。

最後に、今後の日程につきまして事務局からご説明いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

子育て支援課長：活発なご議論ありがとうございました。

次回の会議日程は、資料第2号にお示しのとおり、7月の開催を予定しております。具体的には、7月10日のこの同じ時間からの同じ場所で予定しております。改めて通知を送りますのでよろしくお願いたします。

次回の会議では、今後の支援計画の策定や権利擁護に関する条例の制定などについて審議いたしますので、どうぞよろしくお願いたします。

以上でございます。

遠藤会長：本日も大変貴重なご意見を多数いただきまして、誠にありがとうございました。恐らく2回目以降、また本格的に議論していかなければいけないことがたくさんあるかと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

特にほかになれば本日の議事はこれで終了したいと思っております。本日は長時間にわたってありがとうございました。こちらをもちまして終了させていただきます。

以上